

川西町ふるさとづくり寄附制度返礼品取扱事業者募集要領

本町の物産振興と川西町ふるさとづくり寄附制度の推進を目的に、本町への寄附者に対して、お礼の品を贈呈するため、川西町ふるさとづくり寄附金の返礼品取扱事業者を募集します。

1 募集対象者

次の条件をすべて満たしている者としてします。

- ①平成31年総務省告示第179条第5条に定める区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものを取り扱う事業者であること。
- ②各種関連する法、条例及び規則等に沿った生産・製造を行っており、町税について滞納がない事業者であること。
- ③川西町暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第1号から第3号に定める暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない者。
- ④川西町個人情報保護条例（平成17年条例第3号）に基づき個人情報を適切に扱うことができる事業者であること（取得した個人情報は、返礼品の発送以外の目的に使用することを不可とする。）。

2 募集する返礼品

(1)要件

次の条件をすべて満たしている商品またはサービス等を募集します。

- ①平成31年総務省告示179号第5条に定める区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであること。
- ②品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節商材等、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱うこととする。
- ③飲食物については出荷日を含め5日以上賞味期限が保証されること。
- ④商品情報（使用原材料等）の開示が可能であること。
- ⑤換金性の高い商品またはサービス等でないこと。ただし、転売防止策を講じているものは認めることとする。

(2)価格

返礼品の金額は定価とし、消費税および梱包費等の経費を含めた額とします。

3 申請手続き

(1)申請受付先

川西町商工観光課 ふるさと納税担当（川西町大字上小松977番地1）

電話：0238-42-6645

(2)必要書類

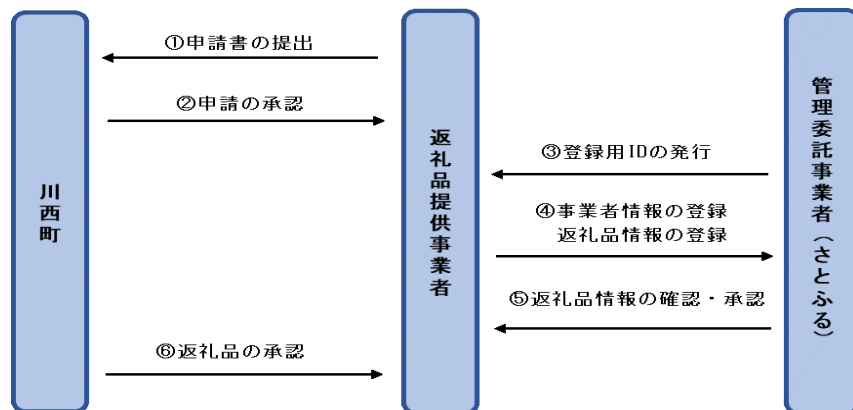
川西町ふるさとづくり寄附制度返礼品提供申請書

※上記担当までご持参ください。

4 運用の流れ

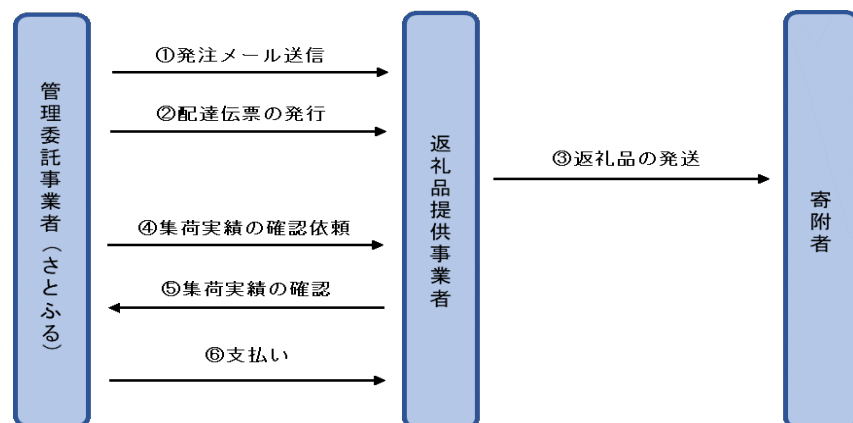
(1)事業者情報及び返礼品情報登録について

- ①ふるさと納税担当へ必要書類をご提出ください。
- ②申請内容を審査し、登録の承認可否を決定します。
- ③登録承認後、管理委託事業者である「さとふる」より事業者専用の登録システム発行通知がメール送信されます。
- ④管理画面へログインし、事業者情報と返礼品情報をご登録ください。
- ⑤さとふるより返礼品情報の確認が行われますので、内容の修正が必要な場合は修正を行い、さとふるの承認を受け、最終確認を行ってください。
- ⑥登録いただいた返礼品内容を審査し、町が承認後最短翌日から申込みが開始となります。



(2)発注および請求について

- ①寄附者が寄附申込み後、さとふるより事業者へ発注メールが送信されます。内容を確認し、返礼品のご用意をお願いします。
- ②返礼品貼付用の配達伝票は、集荷設定に合わせて事業所に届きますので、返礼品に貼付け、発送をお願いします。
- ③翌月10日前後にさとふるより前月の発送実績の確認メールが送信されますので、内容を伝票の控えと照合し、修正がある場合はさとふるへご連絡をお願いします。
- ④発送した翌月末に、事業者口座へ振込む際の振込手数料を差引いた額が返礼品代としてさとふるより振込まれます。



4 寄附金額の設定

返礼品の額が3割以内かつ寄附募集に係る経費が寄附金額の5割以内となるよう町が寄附金額を設定します。

募集に係る経費の例：返礼品に係る代金、送料、事務委託手数料、ポータルサイト掲載手数料、寄附募集のための広告費など

5 その他留意事項

- ①事業者は、商品を変更・辞退する場合は、速やかに受付停止の手続きを行うものとします。
- ②事業者は、商品の品質等に関して寄附者から苦情を受けた際は、直ちに委託事業者へ報告するものとし、苦情に対し真摯に対応し解決に努め、その対応結果を町へ報告するものとします。
- ③本町は、登録した返礼品が本要領に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を中止することがあります。